

資料2

多様な集団活動事業利用料補助金の 対象施設等の市内要件の見直しについて

令和6年4月25日（木）

第1回大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

補助制度の経緯

令和元年度

- ・10月1日から幼児教育・保育の無償化制度がスタート
- ・改正法の附帯決議において「幼児教育類似施設を子育てのための施設等利用給付（無償化）の対象とすることを含め検討を行うこと」とされた。

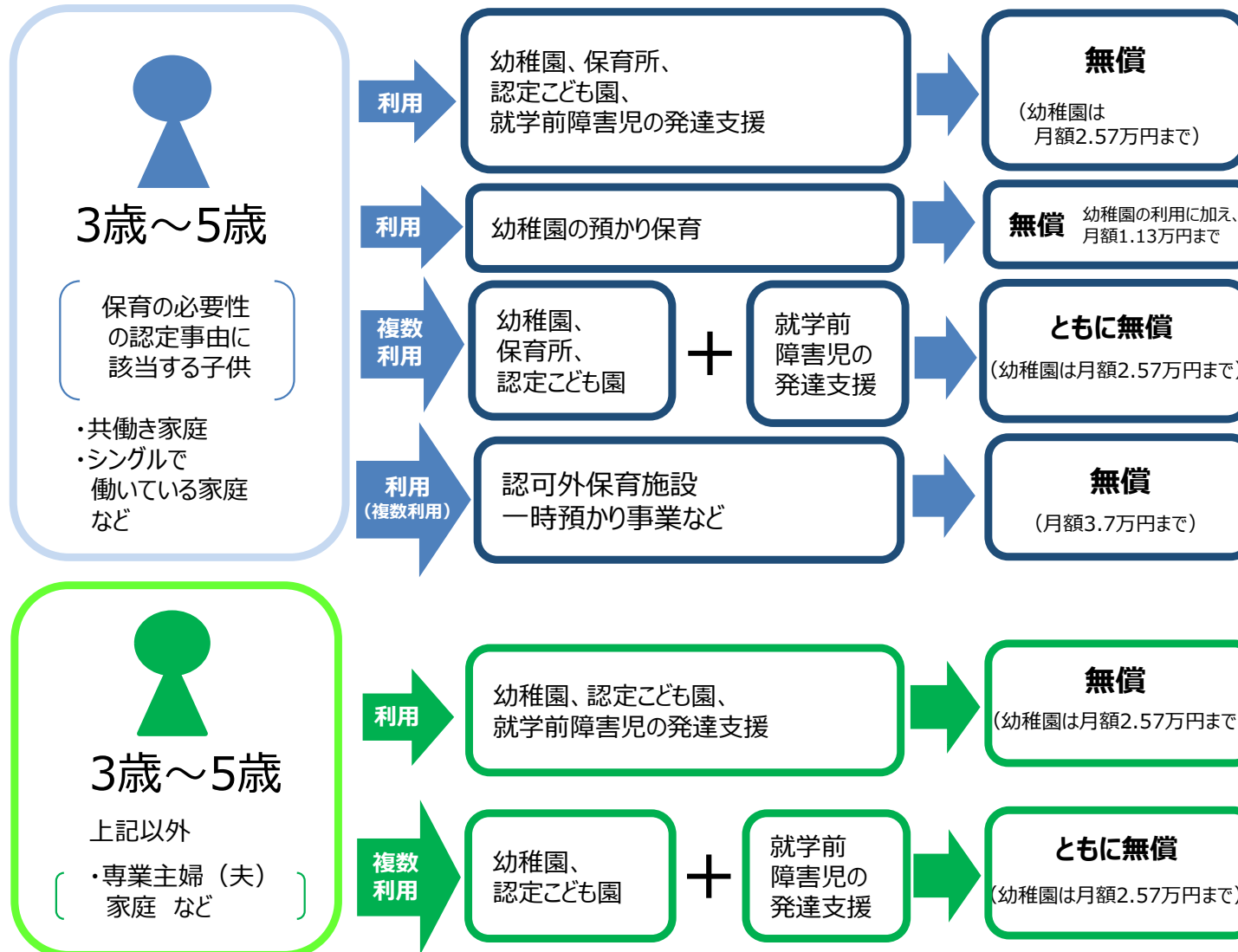
令和2年度

- ・文部科学省が「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業」を実施（計22自治体）（滋賀県も同事業を国から受託し、2施設を対象として調査を実施）

令和3年度

- ・子ども・子育て支援交付金のメニューとして本補助制度が追加される。
 - ・5月26日付で滋賀県の調査結果が県内市町向けに発出され、調査対象施設への支援の必要性が示される。
- ※本市においても、令和4年2月に「多様な集団活動事業利用料補助金交付要綱」を制定し、令和3年度利用料から適用

幼児教育・保育の無償化の概要



**無償化の対象
とならない
多様な集団活動
(本補助制度の対象)**

① 各種学校



② 自然を活用した
幼児教育を行う
団体



③ 認可外保育施設
(無償化の給付を
受けていない児童)



地域子ども・子育て支援事業における 本補助制度の位置づけ

市町村主体

国主体

3～5歳の利用は無償

子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所・
小規模保育等にかかる共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※幼保連携型については、認可・指導監督の
一本化、学校及び児童福祉施設としての法的
位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条によ
り市町村が保育の実施義務を担うことに基づく
措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付

新制度の対象とならない幼稚園、
認可外保育施設、預かり保育事業の
利用に係る支援

施設等利用費

新制度の対象とならない
幼稚園

特別支援学校

預かり保育事業

認可外保育施設等

・認可外保育施設
・一時預かり事業
・病児保育事業
・子育て援助活動支援事業
(ファミリーサポート・センター事業)

※認定こども園(国立・公立大学法人立)
も対象

地域子ども・子育て 支援事業

地域の実情に応じた
子育て支援

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を
行う事業
- ④多様な事業者の参入促進・
能力活用事業
- ⑤放課後児童健全育成事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧・養育支援訪問事業
・子どもを守る地域ネット
ワーク機能強化事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩一時預かり事業
- ⑪病児保育事業
- ⑫子育て援助活動支援事業
(ファミリーサポート・セン
ター事業)
- ⑬妊婦健診

仕事・子育て 両立支援事業

仕事と子育ての
両立支援

・企業主導型保育事業
⇒事業所内保育を主軸
とした企業主導型の
多様な就労形態に対
応した保育サービスの
拡大を支援(整備
費、運営費の助成)

・企業主導型ベビー
シッター利用者支援
事業
⇒繁忙期の残業や夜勤
等の多様な働き方を
している労働者が、
低廉な価格でベビー
シッター派遣サービ
スを利用できるよう
支援

補助制度の概要①

【補助制度の内容】

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を補助する。

対象経費

幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、本事業の要件を満たす施設等を利用する満3歳以上の幼児の保護者が支払う利用料

基準額

対象幼児 1 人あたり月額20,000円（ただし、過去 3 年の平均月額利用料が20,000円未満の場合はその額）

給付方法

市から保護者に直接給付

負担割合

国、県、市 1 / 3 ずつ

これまでの交付状況

令和 3 年度	一般社団法人びわ湖の森のようちえん（対象児童 6 名）	交付金額 1,320,000
	準学校法人 滋賀朝鮮学園（対象児童 2 名）	交付金額 112,000
令和 4 年度	一般社団法人びわ湖の森のようちえん（対象児童 3 名）	交付金額 660,000
	準学校法人 滋賀朝鮮学園（対象児童 3 名）	交付金額 339,900
令和 5 年度	一般社団法人びわ湖の森のようちえん（対象児童 3 名）	交付金額 660,000
	準学校法人 滋賀朝鮮学園（対象児童 3 名）	交付金額 563,760

補助制度の概要②

対象施設等の基準 (国の要綱に定められた標準的な基準)

職員	○職員 ・有資格者 3 分の 1 以上（幼稚園教諭、保育士、看護師） ○配置基準 ・3 歳児（20 : 1）、4 歳児以上（30 : 1）、常時 2 人以上配置
設備	○面積基準 ・集団活動室 1.65㎡/人 ○設備基準 ・調理室、便所、手洗用設備、必要な遊具等の備え付け
対象施設等	○開所時間 ・概ね、1 日 4 時間以上～8 時間未満、週 5 日以上、年間 39 週以上 ○保育の必要性のある子どもの割合 ・幼児教育・保育の無償化の対象となる満 3 歳以上の子どもの数が、当該施設等を利用する満 3 歳以上の子どもの概ね半数を超えない
非常時の対応	・消火用具、非常口の設置 ・非常災害に対する計画策定、訓練の実施 ・集団活動室が 2 階の場合は準耐火、3 階以上の場合は耐火建築物 ・建物がない場合には、活動の実態に応じて必要と考えられる措置
幼児の 処遇等	○活動内容 ・幼児一人一人の心身の発育や発達状況に基づいた適切な活動の計画を策定、実施 ・各施設等の活動方針に基づいた計画の策定 ○給食 ・出す場合、年齢等に配慮した食事内容等 ○健康管理、安全確保 ○職員、子どもの帳簿の整備 ○適切な会計処理が確認可能

本市独自の基準の設定について

制度導入にあたっては、対象施設の基準について、国の基準に加え、本市独自の基準を設定し大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において審議。

その中で、「⑥ 施設の所在地」については、「**ただし、制度実施後は必要に応じて見直しを行い、支援対象の拡大について検討**」としていた

本市独自の基準

①活動の継続性	・事業実施者（暴力団等の関与、行政処分等がないか） ・団体運営（一定年数継続した活動の実績、合議体による運営等）
②健康管理	・幼児、職員への健康診断 ・虐待対応に係る関係機関との連携
③安全確保	・屋外活動時の職員配置 ・救命講習等 ・緊急時の連絡体制、関係機関との協力体制の確保
④小学校との連携	・保育要録の作成（保護者の同意を得て小学校へ送付）
⑤個人情報の保護	・個人情報保護に関して必要な措置を講じているか等
⑥施設の所在地	・大津市内であること

対象施設の見直しについて（見直しの観点）

【対象施設の見直し】

他市町の現状

- ① 国のモデル要綱では規定されていない、大津市独自の基準
- ② 中核市において、市内要件を設けている市はなし（中核市 62市のうち、事業実施 12市）
- ③ 県内市町において、市内要件を設けている市町はなし（県内市町 19市町のうち、事業実施 3市）
- ④ 大津市から通うことが想定される京都市、大阪市においても、市内要件を設けていない

見直しの要望

他市施設の利用を予定している保護者から、当該補助金の受給の可否について要望あり

【見直しに係る手続き】

大津市児童福祉専門分科会

大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会における審議

要綱改正

当該補助金交付要綱の改正（要綱第2条第2号の「市内において」を削除）